

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月27日
【会社名】	日野自動車株式会社
【英訳名】	HINO MOTORS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 小木曽 聡
【本店の所在の場所】	東京都日野市日野台三丁目 1 番地 1
【電話番号】	0570-095111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 山田 康洋
【最寄りの連絡場所】	東京都日野市日野台三丁目 1 番地 1
【電話番号】	0570-095111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 山田 康洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号）

1【提出理由】

当社は、当社の100%子会社としてトヨタ自動車羽村株式会社（以下「本新会社」といいます。）を設立し、当社の羽村工場を本新会社へ承継した上で、当社が保有する本新会社の株式の全部を2026年4月1日（予定）付でトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）に譲渡する旨の株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といい、当該譲渡を「本株式譲渡」といいます。また、これらの一連の行為を以下「本移管」と総称します。）を締結しております。

これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、2025年6月10日付で臨時報告書を、同法第24条の5第5項の規定に基づき、2025年8月21日付で臨時報告書の訂正報告書を、それぞれ提出しておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、本新会社に対して当社の羽村工場を承継する方式を、当社を分割会社とし、本新会社を承継会社とする吸収分割とすること（以下「本吸収分割」といい、本吸収分割に係る吸収分割契約を「本吸収分割契約」といいます。）を決議しましたので、本移管のうち本吸収分割について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、改めて、本臨時報告書を提出するものであります。なお、本移管のうち本株式譲渡については2025年6月10日付臨時報告書（その後の訂正報告書を含みます。）をご参照ください。

2【報告内容】

（1）本吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	トヨタ自動車羽村株式会社
本店の所在地	東京都羽村市緑ヶ丘三丁目1番地1
代表者の氏名	代表取締役 青木 是篤
資本金の額	1円（2025年11月27日現在）
純資産の額	1円（2025年11月27日現在）
総資産の額	1円（2025年11月27日現在）
事業の内容	SUV、小型トラック等の自動車製造、自動車部品製造

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

本新会社は、2025年8月21日に設立されており、本臨時報告書提出日現在、終了した事業年度はありませんので、該当事項はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（2025年11月27日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日野自動車株式会社	100.00%

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

（2025年11月27日現在）

資本関係	当社は本移管の実施日まで本新会社の発行済株式数の全てを保有する予定です。
人的関係	当社より取締役1名を派遣しております。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本吸収分割の目的

当社は、2025年6月10日、商用車領域の競争力強化に向けて、本移管について合意いたしました。本移管は、当社と三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といいます。）の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を契機に、商用車の未来をつくり、持続可能なモビリティ社会の実現に向けて、トヨタと当社で最適な役割分担を進めるものです。

羽村工場は1963年の生産開始以来、両ブランドの小型トラック及びトヨタのハイラックスやランドクルーザー250などの生産を担い、世界中のお客様のニーズにお応えしてまいりました。60年以上の歴史を通じて積み重ねたモノづくりの知見を活かし、今後はトヨタグループにおけるフレーム構造車両の中核工場の1つとして、「もっといいクルマづくり」に貢献し、お客様や地域の皆さまのご期待に応えてまいります。

なお、本経営統合の詳細については、本経営統合に係る2025年6月10日付の臨時報告書（その後の訂正報告書を含みます。）をご参照ください。

(3) 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約等の内容

本吸収分割の方法

当社を分割会社とし、本新会社を承継会社とする簡易吸収分割です。

本吸収分割に係る割当ての内容

本新会社は、当社の100%子会社であることから、本吸収分割に際し、本新会社は当社に対して対価を交付しないため、該当事項はありません。

その他の吸収分割契約等の内容

ア．本吸収分割の日程

本移管の日程は以下のとおりです。

本株式譲渡契約の締結	2025年6月10日
本新会社の設立	2025年8月21日
本吸収分割契約の締結	2025年11月27日
本新会社への羽村工場の承継及びトヨタへの本株式譲渡の実施日	2026年4月1日（予定）

（注）1．本移管については、当社及び三菱ふそうの本経営統合の効力発生に向けた進捗状況（本経営統合が実行されることが確実であると見込まれることを本移管の実施の条件としています。）、本移管に関する競争法その他法令上必要なクリアランス・許認可等の取得手続の進捗等の状況その他の理由により、上記日程が今後変更される可能性や本移管の実施に至らない可能性があります。

2．本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割の規定により当社株主総会の承認手続を経ずに行う予定です。

イ．本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

ウ．本吸収分割により増減する資本金

該当事項はありません。

エ．承継会社が承継する権利義務

対象となる羽村工場に係る事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務の全部又は一部を本新会社が承継いたします。

オ．債務履行の見込み

対象となる羽村工場の事業が生み出すキャッシュ・フローは相応の水準にあることから、本新会社による債務履行の見込みについては、特段の問題はないと判断しております。

カ 承継させる事業部門の概要

(a) 承継させる事業部門の事業内容

SUV、小型トラック等の自動車製造、自動車部品製造

(b) 承継させる部門の経営成績（2025年3月期）

	対象事業
売上高	148,151百万円

（注） 上記金額は、分割する羽村工場における他社からの製造受託に係る直前事業年度（2025年3月期）の売上高です。ただし、羽村工場における製造事業はこれに限定されるものではなく、本新会社への羽村工場の承継及びトヨタへの本株式譲渡の実施日後も当社の売上として計上される自社ブランド車両の製造等を行っているため、当該金額は、羽村工場の事業部門の売上高の全てを示すものではありません。

(c) 承継させる資産、負債の項目及び金額（2025年9月30日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	13,494百万円	流動負債	2,367百万円
固定資産	35,689百万円	固定負債	7,199百万円
合計	49,184百万円	合計	9,566百万円

（注） 上記金額は2025年9月30日現在の貸借対照表をもとに算出したものであり、実際に分割する資産・負債の金額は効力発生日までの間に生じた増減を加除した金額となります。

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記「(3) 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約等の内容」
本吸収分割に係る割当ての内容」をご参照ください。

(5) 本吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	トヨタ自動車羽村株式会社
本店の所在地	東京都羽村市緑ヶ丘三丁目1番地1
代表者の氏名	代表取締役 青木 是篤
資本金の額	1円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	SUV、小型トラック等の自動車製造、自動車部品製造

以 上